物価高騰対策施設園芸農家支援事業補助金

「Ｑ＆Ａ　よくある質問」

　　　　令和６年２月９日現在

Ｑ１　　吉見町に住んでいるが、他市町村で施設園芸を営んでいる場合も対象となるか？

Ａ１　　対象外となります。町内に園芸用施設を有している場合のみが対象です。なお他市町村の方が町内で園芸用施設を有している場合は対象となります。

Ｑ２　　加温設備等とは？

Ａ２　　ハウス用暖房のほか、補助対象の燃料を使用する炭酸ガス発生機など施設園芸に必要な設備です。

Ｑ３　　令和４年以降の１年間における農産物販売金額が５０万円以上とは何か？

Ａ３　　農林業センサスにおける販売農家の定義として農産物販売金額が年間５０万円以上の農家であるため。

※農家の定義は１５万円以上からであるが、５０万円未満は自給的農家とされているため。

※観光農園の収入を営業等収入で計上している場合は、その収入を農産物販売金額とみなします。

Ｑ４　　令和４～５年のいちご栽培から就農したため農産物販売金額が５０万円を確認できる公的書類がない場合は？

Ａ４　　売上伝票や口座に入金された金額で５０万円を判断します。

Ｑ５　　就農間もなく、農産物販売金額が５０万円に満たないが、申請は出来ないのか？

Ａ５　　原則、５０万円未満の方は申請を受け付けることができません。例外として青年等就農計画が町に認定されている方、明日の農業担い手育成塾の塾生は、申請を受け付けます。

Ｑ６　　令和４年以降の１年間における農産物販売金額はどのように確認するのか？

Ａ６　　【個人農家】

令和４年分の確定申告時に使用した下記書類の販売金額を確認します。

　　　　白色申告の場合：令和４年分の収支内訳書（白色申告）

　　　　青色申告の場合：令和４年分の所得税青色申告決算書（農業所得用）

　　　　【法人農家】

　　　　確定申告時に使用した下記書類の売上金額を確認します。

　　　　直近の事業年度分の法人概況説明書２ページ目の月別の売上高の状況

　　　　※個人農家の法人成り以外の法人（企業参入による農業経営等）の場合は、農産物販売金額がわかる伝票など）

Ｑ７　　施設園芸とは？栽培品目に制限は？

Ａ７　　町内での主な施設園芸はいちごやきゅうり、トマト、花などが主であり、それらの栽培にかかる燃料費を補助対象としています。これら以外の品目であっても、令和４年以降の申請者本人の農産物販売金額が５０万円を超え、ビニールハウス等で栽培される品目で、その栽培に必要な燃料であれば補助対象とします。

Ｑ８　　加温設備等は具体的にどのようなものか？

Ａ８　　ハウス用暖房機・温風機のほか、補助対象の燃料を使用する炭酸ガス発生機など施設園芸に必要な設備です。トラクター等の農窯業機械、穀物用の乾燥調製設備などに使用する燃料などは対象外です。

Ｑ９　　代理の名義で申請は可能なのか？

Ａ９　　申請は、個人農家、法人農家ともに、農業経営主（本人）による申請となります。

Ｑ１０　燃料の納品日、購入量、金額、支払日の確認できる書類とは？

Ａ１０　例：納品書の写し＋引落口座の支払いがわかる箇所の写し

　　　　　：請求書の写し＋領収書の写し

　など、複数の書類を組み合わせて、納品日、購入量、金額、支払日がわかるようお願いします。

　その他、燃料の購入先から、４項目を確認できる書類の発行してもらうなどしてご用意ください。

　自家作成の収支台帳、家計簿、納品台帳等は認められません。

Ｑ１１　領収書の写しがないがどうすれば良いか？

Ａ１１　本事業は購入した燃料費に対する補助のため、支払ったことがわかる書類を確認しています。領収書がない場合は引落し明細やクレジットカードの明細、支払い証明などの書類を購入先から発行してもらうなどしてご用意ください。また、口座の写しの場合は、不必要な場所はマジックなどで消していただいて結構です。

Ｑ１２　申請者と違う口座から燃料費が引き落とされている場合はどうすればよいか？

Ａ１２　領収書の宛名や引落口座の名義等が申請者（農業経営主）と異なる場合、同居親族による支払である場合は可とします。

Ｑ１３　いつ交付されるのか？

Ａ１３　申請から２～３週間程度で指定口座に入金する予定です。後日、交付決定通知書を送付しますので、申請した振込口座の入金確認をお願いします。

Ｑ１４　補助金は確定申告の対象になるか？

Ａ１４　本補助金は農業収入で雑収入になるので確定申告の対象となります。